

3 修理第30089号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名 称 長田電機工業株式会社

事業所の
所 在 地 東京都品川区西五反田 5-17-5

事業所の
名 称 長田電機工業株式会社

修理区分 動物用医薬品等取締規則第136条第2号の区分

許 可 の
有効期間 令和3年10月16日から
令和8年10月15日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

令和3年10月1日

農林水産大臣 野上 浩太郎

農林水産省指令 2 関消第793号

東京都品川区西五反田 5-17-5
長田電機工業株式会社
代表取締役 長田 吉弘

令和 2 年12月23日付けで申請のあった動物用医療機器修理業の許可の申請については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の 2 第 1 項の規定に基づき、申請のとおり許可する。

令和 3 年10月 1 日

農林水産大臣 野上 浩太郎

記

許可番号 3 修理第30089号

事業所の
所在地 東京都品川区西五反田 5-17-5

事業所の
名称 長田電機工業株式会社

修理区分 動物用医薬品等取締規則第136条第 2 号の区分